給付対象となる事業の採択にあたっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制について(商業施設等復興整備補助事業:公設商業施設整備型)

応募書類の提出について

(1)受付期間

平成27年10月1日(木)~平成28年2月12日(金)17時まで【必着】

(2)提出方法

応募される方は、別紙申請様式により作成の上、<u>正本1部と写し6部の計7部および提出書類を収めたCD-R</u>を、上記期間までに<u>事務局へ郵送</u>にて提出してください。また、併せて<u>写し1部</u>を福島県商業まちづくり課へ郵送にてそれぞれ提出してください。【受付期間内に必着のこと】

配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるよう十分ご注意ください。

(3)補助金申請に係る福島県の同意

応募される方は、<u>事業内容について事前に福島県の商業まちづくり課に説明し、必ず別添1による県知事の同意を得てください</u>。なお、県への説明にあたっては本補助金申請に係る各種様式及び添付書類の案を提出してください。(必要に応じて、追加の資料提出等を求められる可能性があります。)

また、県による内容確認に2週間程度の期間を要するため、余裕のある対応をお願いいたします。

事務局、県の商業まちづくり課の連絡先等は、(4)提出先の記載のとおりです。

(4)提出先

提出書類は郵送により以下に提出してください。<u>封筒等の表面に**「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業**</u>(商業施設等復興整備補助事業:公設商業施設整備型) <u>応</u> **募書類在中」と朱記**してください。なお、郵送先は経済産業省ではありませんので、ご注意ください。

<津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業)事務局>

【提出物】正本1部+写し6部+電子媒体一式

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル

みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業)事務局

TEL: 03-5281-5300

※電話受付時間 10:00~12:00 及び 13:00~17:30 (土日祝日除く)

E-mail: syougyo-ritti@mizuho-ir.co.jp

http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index3.html

<福島県> 【提出物】写し1部

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県商工労働部商業まちづくり課

TEL: 024-521-7299 FAX: 024-521-8886

(注1) FAX及び電子メール、持参による提出は受け付けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

- (注2) 締切を過ぎての提出は受け付けられません。配達等の都合で締切までに届かない 場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付してください。
- (注3) 郵送の際には、配達記録が確認できる方法(例:簡易書留、宅配便等)にてお送りいただきますようお願いいたします。
- (注4) 1者で複数の申請を提出する場合にも、申請ごとの郵送(1郵送につき1申請) をお願いします。

(5)インターネットの利用

公募要領及び関連資料は下記ウェブサイトにも掲載しておりますので必ずご確認ください。 応募申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index3.html (事務局)

(6)提出書類について

- ①提出に際しては、公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4判でお願いします。(各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。)
- ②以下の「提出書類一覧表」における書類の提出先と提出部数は次のとおりです。

提出先	提出部数
津波・原子力災害被災	・ <u>正本1部</u> … 両面印刷 A4判
地域雇用創出企業立地	・ <u>写し6部</u> … 両面印刷 A4判
補助事業(商業施設等	・ <u>電子媒体一式</u> …「提出書類のとりまとめ方法」で指定する書
復興整備補助事業)事	類を格納したCD-R(DVD-Rも可。以下同じ。)
務局	
福島県商工労働部	・ 写し1部 …両面印刷 A4判
商業まちづくり課	

※通しページを提出書類下中央に必ず打ち込んでください。

※CD-Rには「申請者名」を必ずメディアに直接印字又は記載してください。

③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング 等を行うこともあります。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

④「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんのでご留意ください。

「提出書類一覧表」

	書類名	様式
提出書類 — — — —	□ 応募書類	様式第1
	□ 補助事業概要説明書	様式第2
	□ 事前確認について(福島県の同意書)	別添 1
	□ 整備計画	別添2
	□ 支援の必要性	別添3
	□ 地域の利便性向上	別添4
	□ 運営体制	別添 5
	□ 地元との調整	別添6
	□ 市町村が定める復興計画との整合性	別添7

補助事業の実施計画(様式第2の1)の添付書類	様式無し
様式第2の補足資料	様式無し

- (注1) 共同申請の場合、様式第2「2~4」については共同申請を構成する申請者ごとに 用意した上で、共同申請単位でとりまとめて提出してください。
- (注2)上記以外にも確認書類等がありますので、「提出書類等チェックシート」を十分にご 確認ください。

採択の審査について

採択時の主な審査内容

採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。

- ①基本的事項の審査
 - ア. 補助対象要件

補助事業の目的に合致しており、かつ補助対象事業者の要件を満たしているか。

- イ. 補助事業者としての適格性 応募者は事業を円滑に遂行するための資金を確保できているか(又は確保できる 見込みであるか)。
- ウ. 補助事業の実施体制 等 応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか。
- ②事業内容に関する審査
 - ア. 支援の必要性

地域において十分な商業施設が整備されておらず、公設による商業施設整備が必要か。

イ. 地域の利便性向上

地域の生活利便性を向上させ被災住民の早期帰還・企業の立地促進に資する事業か。また、施設の立地場所や規模等は適切か。

ウ. 運営体制

当該事業で整備する施設等について持続的に運営可能な体制が構築されているか。

工. 地元調整

地域の商業者等と十分な事前調整を行っているか。

オ. 市町村が定める復興計画との整合性

当該市町村が定める復興計画と整合性の取れた事業であるか。